回　覧

令和３年６月 10 日発行

岩手町水洗化リフォーム助成事業のご案内

町民のみなさんの生活環境の向上と、公共用水域の保全を図るため、住宅の水洗化リフォームを行う場合、予算の範囲内で岩手町共通商品券を交付します。

１．対象住宅

①　町内の住宅

②　過去にこの助成（新築住宅・リフォーム助成及び高齢者等にやさしい住まいづくり事業補助金含む）を受けていない住宅

２．対象工事

①　既存の排水設備等を下水道処理施設または合併処理浄化槽に接続する工事

②　対象工事に要する経費（消費税を除く）が20万円以上のもの

③　併用住宅にあっては住宅部分を対象とするもの

④　岩手県内に主となる事業所又は本店を有する事業者の施工であること

⑤　申請年度の３月15日までに完了報告ができるもの

〇対象とならない経費の例
- 水洗化を伴わないリフォーム
- 台所への給水給湯工事
- 申請手数料　等々

３．助成対象者

①　町民であること

②　対象住宅の所有者又は居住者であること

③　過去にこの助成（新築住宅・リフォーム助成及び高齢者等にやさしい住まいづくり事業補助金含む）を受けていないこと

④　対象住宅に居住する全員について町税に未納がないこと

⑤　下水道受益者負担金又は戸別浄化槽事業分担金に未納がないこと

４．助成金の額及び交付方法

①　対象工事に要した経費（消費税を除く）の５分の１以内の額（上限10万円）

②　助成金は、岩手町共通商品券で交付します。

５．注意事項

①　対象工事に着手する前に申請を行ってください。
　※交付決定前に工事着手した場合は交付対象外となります。

②　この助成金は、所得税法第34条に規定する「一時所得」に該当する場合があります。詳しくは盛岡税務署（019-622-6141）にお問い合わせください。

問い合わせ先 岩手町水道業所 上下水道係　電話 0195-62-2111(内線 333･335)